

児童虐待対応制度の基本構造

首都大学東京大学院 根岸 弓 (会員番号 8266)

キーワード：児童虐待、制度、国際比較

1. 研究目的

「児童虐待の防止等に関する法律」の制定から13年目を迎え、児童虐待の解決に社会的介入・支援の必要なことは広く認知されるようになった。ただし、介入・支援のあり方は国によって様々であり、それらの差異が十分に整理されているとはいえない。わが国の介入・支援の制度的特徴を明らかにするためにも、まずは各国に適用可能な制度の基本的構造を明らかにする必要があるだろう。

また、児童虐待対応には親・子・ソーシャルワーカー等複数の関係者が含まれるが、多くの先行研究ではそのいずれかを対象としており、このことは、制度の全体的・総合的な評価を困難なものとしてきた。基本的構造を明らかにすることは、このような全体的評価を行う上でも有用であると考えられる。

このような問題関心から、本研究では、法に規定された児童虐待解決のための公的な介入・支援体系を児童虐待対応制度と定義し、その構造を理論的にモデル化することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では2つの視点を採用した。児童虐待を親からの不適切なケアとして定義するという視点と、児童虐待対応におけるアクターとその役割に注目する、という視点である。

児童虐待とは、「子どもに対するマルトリートメント（不適切な扱い）」（ロビン・E.クラーク他編, 門脇陽子他訳 2009:80）とされる。児童虐待の加害者の範囲は社会により異なるが、本研究では血縁の有無は問わず、親という法的あるいはそれに準じる地位にある者にその範囲を限定する。したがって、本研究では児童虐待を他者からの暴力行為とは区別し、親からの不適切なケアである、とする。

次に、児童虐待対応が制度化されると、行政・司法・民間団体等、親子以外の様々なアクターが制度を構成する社会資源として登場する。この様々なアクターには、社会から役割とそれに基づく権限が付与されている。虐待対応では諸機関の権限のあり方が議論の対象とされることが多いが、役割に注視することで、児童虐待対応のアクター配置がみえてくる。この配置が、当該社会における児童虐待対応制度の構造を規定すると考えられる。

3. 倫理的配慮

本研究は先行研究の知見に大いに支えられている。そのため、先行研究を参照・引用する際には、自説と厳密に区別し、原著者名・出版年・出版社・箇所の明示に留意した。

4. 研究結果

児童虐待対応とは、親による不適切なケアに社会が介入することである。したがって、児童虐待対応は「親による不適切なケア」と「社会による介入」の2要素から成立することになる。

「親による不適切なケア」は、ケアする者（親）とケアされる者（子）の2者間に発生することから、2人の当事者が浮かび上がる。問題の解消には、親への働きかけ、あるいは子への働きかけ（エンパワメント）が考えられ、この働きかけを行うのが社会である。

「社会による介入」は、子を不適切なケアから守るために要請される。ただし、社会の介入には当事者の権利を制限する側面があり（吉田 2002）、また「子のため」という名のパターンナリズムを導く可能性を内包する。よって、社会の介入を考える際には、同時にパターンナリズム回避のための自律性を担保することを考慮する必要がある。

以上より、2つの軸、「親／子という2人の当事者」と「社会の介入／自律性の担保」との組み合わせが、児童虐待対応制度の基本構造として導かれる。組み合わせでできた4領域に制度で規定されている社会資源を当てはめることで、当該社会の児童虐待対応制度の構造的特徴が抽出される。本研究では試みに、日本と、児童虐待対応制度の構造に焦点をあてた2つの先行研究 Gilbert et al. (1997) と Pringle (1998) から、異なる制度構造を持つと指摘されていたアメリカ・フランス・スウェーデンについて、再度分析をおこなった。その結果、日本の現行制度については、当事者の自律担保機能すなわちパターンナリズムへの監視の視点が弱いという特徴が明らかになった。

5. 考察

児童虐待は「親による不適切な行為」と位置づけられ、親に対する否定的評価、子の脆弱さへの注目が先行しやすい。また、親子のようなケア関係への社会的介入は、ケアされる者が依存状態にあるために、ケアする者への支援を通じたケアされる者の福祉達成という形をとりやすい。このような、ケア関係に対する社会的介入の性質と、児童虐待に対する社会的評価の性質が組み合わせられると、ケアされる者である子に対しては、「脆弱さ」という評価からその自律性は不可視化されやすく、また、ケアする者（親）に対しては、ケアされる者（子）のためという名の社会によるパターンナリズムが働きやすいと考えられる。

本モデルは児童虐待対応制度への考察から導出されたモデルであるが、当事者の福祉達成を支える社会的支援の配置を把握する一般的なモデルとしての可能性を持つものと考えたい。